

神石高原 かがやきネット

いよいよ4月から工事が始まります。

ご迷惑をおかけしますが、
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

工事施工業者：株式会社 NTT 西日本-中国



昨年11月から今年3月までの5カ月間、CATV説明会に多数ご参加いただきありがとうございました。

おかげさまで、現在、仮申込書を多数お送りいただいているところです。今後、この仮申込書によりONUの設置場所について皆様のご家庭をお伺いすることになりますので、3月広報でご案内しておりますとおり、設置位置のご検討をお願いします。

お問い合わせ先 情報プロジェクトチーム ☎0847-89-3352(役場本庁)
株式会社ケーブル・ジョイ ☎0847-45-0557(府中)
同上 神石高原事務所 ☎0847-89-0012(油木)

子ども手当申請

のお知らせ



この度、国では次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、平成22年度において、支給対象となる子どもを養育している方に子ども手当を支給します。

【支給対象となる子ども】

0歳～中学校修了(満15歳以後の最初の3月31日まで)の間にある子ども

【支給額】

子ども1人につき月額1万3千円を支給します。

【受給資格者】

日本国内に住所を有し、支給対象となる子どもを養育している方(所得制限はなし)

【申請・支給】

受給資格者の住所地で、原則として申請が必要です。手当は申請の翌月から支給されます。なお、児童手当を受給している方の申請は基本的には不要ですが、次の項目に該当する方は、申請が必要になります。平成22年9月30日までに申請を行えば、さかのぼって支給される特例が受けられます。

- ① 平成22年度において中学2・3年生(平成7年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた子)の子どもを養育している方
- ② 所得制限により児童手当を受給されていなかった方
- ③ 申請期間中に中学生の子どもを養育するなど、子ども手当の支給要件に該当することになった方

● 申請期間
平成22年4月1日(木)～9月30日(木)

※あらかじめ、申請が必要な方には申請書をお送りしていますが、支給対象となる子どもさんが町外に転出されている等把握できない場合は、申請書が届かないことがありますので、ご確認をお願いします。

【出生・転入の場合】

出生のときは出生日、転入のときは転出予定日から15日以内に申請してください。

【公務員の場合】

勤務先で手続きを行ってください。

● お問い合わせ先

福祉課厚生係

☎09-33335

平成22年4月!!

新たな定住促進事業がスタートしました!!



神石高原町では、平成22年4月1日から定住を促進するための各種支援制度がはじまりました。皆さんの家計を直接的に支援する制度は次のとおりです。なお、制度を受ける場合は一定の条件がありますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

“住まい”を支援

1. 住宅建築事業費補助金交付事業
町内に住宅を新築し居住する場合、最高100万円を助成します。(まちづくり推進課)
2. 住宅取得促進奨励金交付事業
住宅を新築又は取得された方を対象に、5年間固定資産税額の1/2相当額を奨励金として交付します。(まちづくり推進課)
3. 空き家及び住宅改修補助金交付事業
空き家バンク登録物件を購入したIU(移住)者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者などが、自宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2(上限50万円まで)を補助します。(まちづくり推進課)
4. 町有林樹木無償譲渡事業
町内に住宅を新築し居住する場合、町有林の樹木を提供します。(財政課)

“エコ化”推進!!

1. ペレットストーブ等購入補助事業
木質ペレットや薪ストーブ等を設置する費用の1/3(上限10万円)を補助します。(環境衛生課)
2. 住宅用太陽熱温水器設置費補助事業
太陽熱温水器を住宅に設置する費用の1/5(上限、自然循環型5万円、強制循環型10万円)を補助します。(環境衛生課)
3. 雨水利用システムモデル事業
雨水利用のための設備費用の1/2(上限3万円)又は9/10(上限6万円)を助成します。(環境衛生課)
4. 住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業
太陽光発電システムと省エネ設備を一体的に導入する場合、5万円/kW(上限20万円)と7万円/件の合計額を補助します。(環境衛生課)



結婚そして子育て支援!!

1. 新婚定住祝い金支給事業
新婚の夫婦にやまなみ商品券3万円相当額を支給します。(まちづくり推進課)
2. 結婚仲人報奨金支給事業
新婚の夫婦の仲人に対してやまなみ商品券10万円相当額を支給します。(まちづくり推進課)
3. 子育て支援小学校入学祝い金支給事業
小学校入学1年生の児童を養育する方へ、その児童が第1子の場合10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を支給します。(まちづくり推進課)
4. 第3子以降保育料半額免除
第3子以降の児童の保育料が半額となります。(福祉課)

農林業への就業、町内事業者への雇用拡大!!

1. 新規就農者支援事業
新規就農者へ月額10万円までを支援し、さらに農地購入費の一部を補助します。(産業課)
2. 町内事業所雇用推進助成金
町内の方を新たに1年以上雇用する事業主に対して20万円を助成します。(産業課)

お問い合わせ先一覧

財政課 ☎89-3320 まちづくり推進課 ☎89-3332 福祉課 ☎89-3335 環境衛生課 ☎89-3336 産業課 ☎89-3337